

## 津島市公式ホームページに掲載する広告の取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、津島市広告掲載要綱（以下「要綱」という）に基づき、津島市（以下「市」という）のホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とし、掲載数は10枠以内とする。また2階層以降は、市が指定した位置1枠にランダムで掲載する。

2 広告はそれぞれ掲載決定順に上段左から右へ4枠、中段左から右へ4枠、下段左から右へ2枠の順に掲載するものとし、掲載枠に空きが出た場合は、以後を前に詰めるものとする。

### (掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページへリンクする機能を有するものとする。

2 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦 35ピクセル
- (2) 横 200ピクセル
- (3) サイズ 7KB以内
- (4) ファイル形式 GIF（アニメも含む）・JPEG形式

3 前項第4号に示すファイル形式のうち、GIFアニメを用いる広告を掲載する場合は、次の点に適合しなければならない。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示は継続させない。
- (2) 画面の大部分の領域が切り換える場合、その間隔は2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅する場合は、1秒間に2回以上点滅させない。

### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、当初よりその意思を有し、連続して掲載の申込みができる期間は最大12か月とする。

### (掲載開始日等)

第5条 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の午前9時とし、掲載終了日及び時間は、次月の初日の午前9時とする。

2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日または12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の津島市役所開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

### (掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり月額5,230円（税込み）とする。

2 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が当初よりその意思を有し、広告を6か月連続して掲載する場合の掲載料は、1枠当たり6か月で26,150円（税込み）とする。

（掲載希望者の募集）

第7条 広告掲載の募集は、毎年1月にその翌年度分の広告を、市ホームページ及び市広報紙「市政のひろば」による公募、市との契約に基づき広告の募集を行う事業者による募集、その他の方法により行うものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集するものとする。

（掲載の申込及び決定）

第8条 広告掲載希望者は、「津島市ホームページ広告掲載申込書（様式第1）（以下「掲載申込書」という。）」を掲載開始希望日の属する月の前月の初日までにシティプロモーション課に提出するものとする。

2 掲載枠の残数を超えて要綱第4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合は、要綱第8条第2項の規定にかかわらず、「掲載申込書」の受付日の早い広告を優先に掲載するものとする。

3 第7条第1項に規定する毎年1月に行う募集にあたっては、次条第1項の規定にかかわらず、「掲載申込書」を受け付けた後、個別に掲載の可否の検討を行うことなく、シティプロモーション課長の指定する日（以下「基準日」という。）までに受け付けた総ての「掲載申込書」を対象に掲載の可否を検討し、掲載広告を決定するものとする。

4 前項により掲載広告を決定するにあたり、掲載枠の残数を超えて要綱第4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合は、申し込みのあった広告のうち、連続して掲載する期間の長い広告、要綱第8条第2項の規定の順序で掲載するものとし、これによっても掲載の可否が決定できない複数の広告がある時は、当該広告を対象に抽選を行い掲載広告を決定するものとする。

5 第3項により掲載広告が決定した場合、第2条第2項に定める広告の掲載枠は、「広告掲載申込書」の受付日の早い順に決定するものとする。

（掲載の決定）

第9条 広告掲載の可否については、前条の「掲載申込書」を受付後、受付日の翌日から起算して10日以内に、「津島市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2）（以下「掲載決定通知書」という。）」により通知するものとする。

2 前条第3項の規定により広告の掲載を決定する場合、基準日の翌日から起算し15日以内に「掲載決定通知書」により広告掲載の可否を通知するものとする。

（広告内容及び原稿の作成、提出）

第10条 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページの品位を損なわず、かつ、

利用者に不快感を与えることがないものとする。

- 2 広告原稿は、掲載規定に準じて広告主の負担で作成し、掲載開始日の前日から起算して10日前までにデジタルデータによりシティプロモーション課に提出するものとする。

(閉鎖による掲載料の還付)

- 第11条 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合、閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載料を還付するものとする。

閉鎖した時間	還付する額
1日当たり6時間以上	1日当たり200円

- 2 前項に基づき掲載料の還付を受けようとする者は、「津島市ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第3)」により市に請求するものとする。

(所管)

- 第13条 この取扱基準を所管する課は、シティプロモーション課とする。

附 則

この基準は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月31日から施行する。

経過措置等

平成26年4月1日以降の掲載分から改定後の掲載料額を適用する。ただし、決定を受け平成26年3月31日までに掲載料が納付されたときは、改定前の額とする。

附 則

この基準は、平成27年1月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。